平成２４年（フ）第７５号
千葉県船橋市三山７丁目12番８―101号
債務者　堀口　　努
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２５７号
千葉県浦安市美浜２丁目２番1101号
債務者　鈴木　雅仁
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３５１号
千葉県船橋市東船橋３丁目35番10―305号
債務者　千草さおり（旧姓福原）
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３６２号
千葉県船橋市海神３丁目30番４棟202号
債務者　松田　健明
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３６３号
千葉県船橋市海神３丁目30番４棟202号
債務者　松田　晴子
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２１号
山梨県都留市法能404番地24
債務者　山田千鶴子
1　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２４年（フ）第２３号
山梨県南都留郡山中湖村山中865番地の231
債務者　椙浦　憲子
1　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２４年（フ）第２２号
長野市三輪９丁目31番７号、前住所長野市大字三輪1297番地９
債務者　芝波田澄子
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１５号
長野県上田市住吉563番地10　コーポラス長島102号
債務者　中澤　大地
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第２７号
長野県上田市中央北３丁目４番24号
債務者　塩原　　彪
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第２号
静岡県賀茂郡東伊豆町稲取3293番地の２
債務者　金指　　決
1　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２４年（フ）第６７６号
名古屋市緑区六田１丁目308番地　フォレスタ101号
債務者　伊加田裕昭
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６８８号
名古屋市南区阿原町５番地　あんしんネットなごや寮207号、住民票上の住所名古屋市南区阿原町５番地　あんしんネットなごや寮
債務者　松本　義典
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５３号
滋賀県東近江市佐野町694番地８　ハイツアドバンス201号室
債務者　村上　一司
1　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第３７号
鳥取県米子市博労町３丁目150番地３
債務者　福本　純一
1　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第３０号
広島市中区吉島東１丁目27番26―503号
債務者　大上　昌子
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６１号
広島市東区戸坂桜上町16番34―１号
債務者　小坂　郁美
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２９号
広島市安佐南区長束４丁目14番６―301号
債務者　蜂須賀佑介
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
広島地方裁判所民事第４部